

IV 進路指導関係

1 大学等への推薦に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、生徒の大学等（大学・短大、専門学校、各種学校その他すべての進学先学校を含む。以下「大学等」という）の推薦に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推薦委員会)

第2条 生徒の推薦を審議するため推薦委員会を設置する。

2 生徒の推薦は、推薦委員会に諮り校長がこれを行う。

3 推薦委員会の構成は、教頭、進路指導部進学係（以下「進学係」という）、3学年担任とする。（但し、必要に応じてその他関係職員を加えることができる。）

(推薦基準)

第3条 大学等に希望する生徒の推薦基準を次のとおりとする。

(1) 人物、素行が良好であること。

(2) 懲戒歴がないこと（懲戒とは訓告以上を示す）

① 但し、過去に懲戒の指導を受けた生徒であっても、その後の生活態度・学習態度が下記の条件を満たす場合は、推薦委員会で審議し、職員会議に諮り、認められた者については大学等への推薦を許可することができる。

ア. 懲戒の指導以降に改善指導または特別指導を受けていないこと

イ. 3年次での勤怠状況において無届欠席・無届欠課がないこと

ウ. 3年1学期の評定平均が3.5以上で、評定2以下の科目がないこと

② 前項の規定に関わらず、懲戒が2回以上の生徒については推薦は認められない

③ 3年次に懲戒の指導を受けた生徒の推薦は認められない

<附則>

この規程は平成29年度より全学年生徒について適用する。ただし平成29年度2年生・3年生については、過年度の懲戒指導は2回以内とし、改善指導または特別指導については遡及しない。ただし、この附則は平成30年度までとする。

(3) 学業成績

① 志望校の推薦基準に適合した生徒であること。

② 志望校が特に基準を示していない場合は原則として高校在学中の評定平均値を下記のとおりとする。

4年制大学・短期大学 3.0以上 専門学校・各種学校 2.5以上

③ 単位未修得の科目を有する生徒の推薦は認められない

(4) 勤怠状況

在学3年間を通し、次の条件を満たすこと。

無届欠席 5日以下

無届欠課 15時間以下

朝のSHRの遅刻 15回以下

<附則>

この規程は平成29年度より全学年生徒について適用する。ただし平成29年度2年生・3年生については、改定前の内規（無届欠席30日以下・無届欠課30時間以下・朝のSHRの遅刻45回以下）を参照に弾力的に判断する。ただし、この附則は平成30年度までとする。

(5) 身体状況

健康であること。

(6) 経済状況

校納金を完納した者もしくは納付の見込みのある者で、進学先の学費負担能力があること

(7) 保護者の承諾

保護者の承諾を受けていること。

(専願校と併願校への推薦)

第4条 推薦委員会より適合と認められた生徒は、専願校一校と併願校へ推薦することができる。但し、専願校に合格した場合は、そこへ入学するものとする。

(推薦の手続き)

第5条 推薦の手続きは次の手順を踏んで行う。

(1) 推薦を受けようとする生徒は、保護者連署の推薦申込書（別紙様式）をホームルーム担任に提出する。

(2) ホームルーム担任は推薦申込書に必要事項を記入の上、進学係に提出する。

(3) 進学係は、推薦申込書を受理した場合は速やかに推薦委員会を開くものとする。

(推薦の取り消し)

第6条 推薦入試で合格後に懲戒指導を受けた生徒については、本校からの推薦を取り消すことができる。

2 進学・就職試験における出欠席の取り扱いに関する規程

(受験許可願い)

第1条 受験する生徒は、受験許可願いを保護者の同意を得て、ホームルーム担任を通じ学校長に提出するものとする。

(受験の際の出席扱い)

第2条 受験の際の出欠の扱いは下記の通りとする。

(1) 県内の進学又は就職のための試験日は出席停止とする。

(2) 県外の進学又は就職のための試験日およびその移動日は出席停止として扱う。

(3) 試験日に授業や学校行事等に出席した場合、受験に該当する時間を出席扱いとする

(その他の出席扱い)

第3条

(1) 受験に伴う健康診断を受ける場合、該当する時間を出席扱いとする。健康診断を受ける生徒は進路指導部に申し出をし、進路指導部は事前に職員に報告し、出席簿に記入する。

(2) 進路に関する見学等（期日が指定された学校説明会や職場見学）に参加する場合、該当する時間を出席扱いとする。その際、生徒は進路指導部に申し出をし、進路指導部は事前に職員に報告し、出席簿に記入する。

(3) その他進路に関し必要と認められる事項について全職員に諮り、出席扱いとすることができる。

平成 29 年 1 月 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 施行

平成 30 年 1 月 一部改正

平成 30 年 4 月 1 日 施行